

マイナンバー制度のお知らせ



平成29年11月13日から、

マイナンバーの情報連携が開始されました

マイナンバー制度における情報連携が、平成29年11月13日から本格開始されました。これにより、マイナンバーを用いる事務手続において、これまで提出する必要があった書類(住民票の写し、課税証明書など)は省略できるようになりました。

※情報連携とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(番号法)に基づき、これまで行政の各種手続で提出する必要があった書類を省略することができるよう、専用のネットワークシステムを用いて、異なる行政機関の間で情報をやり取りすることです。

★★★障がい福祉課において省略可能な申請書類の例★★★

サービス名称	根拠法令	省略可能な書類の例
障害福祉サービス (介護給付、訓練等給付)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	・住民票 ・課税証明書
療養介護医療	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	・住民票 ・課税証明書
更生医療 育成医療	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	・住民票 ・課税証明書 ・健康保険の資格情報が分かるもの
精神科通院医療	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	・住民票 ・課税証明書 ・健康保険の資格情報が分かるもの
心身障がい者医療	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に準ずる	・住民票 ・課税証明書 ・健康保険の資格情報が分かるもの